報告(1)パブリックコメントに対する報告

③意見提出状況

④主な意見

提出者数 1名 意見の数 2件 文書表現について 2件

⑤意見の内容及び対応

- ·第2章 空家対策の状況 1.北栄町空家調査 P3一覧表
 - →自治会名を省略しないでください。
- ・第3章 空家対策の基本的事項 6.特定空家等に対する事項
 - →「市民」表記は正しくない。

対応:修正対応しました。

報告(1)パブリックコメントに対する報告

第2章 空家対策の状況 1.北栄町空家調査 P3一覧表

→自治会名を省略しないでください。

2 北尾

13

5

9

6

11

弓原

駅前

下神

穗波

角谷

東角谷

下種

上種

茶ヤ条

西高尾

東高尾

岩坪

弓原浜

> Hote block

西新田場

国坂

大野

田井

西園

東園

六尾

瀬戸

大島

西穗波

原

東園浜

六尾北団地

<大栄地区>

国坂浜

<北余地区>							(14-)
江北	16	土下	3	松神	12	みどり南団地	第3
江北浜	6	米里	9	曲	20	国坂東	0
東新田場	2	北条島		- 14		1 4 200	1 -

章 空家対策の基本的事項 6.特定空家等に対する事項 →「市民」表記は正しくない。

5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に関する事項

114-1

空家等及び除却した空家等に係る跡地は、所有者等の財産であることはもちろん、 地域においても活性化につながる有効な資産である。所有者等に対し、有効活用や市 場流通を促すことにより、地域社会の活性化の向上にもつながる。

このため、町は、特定空家等の解体により空家等の解消に努めるとともに、その他 の空家等及びその跡地の有効活用を促進していくための方策を講じる。

6. 特定空家等に対する事項

特定空家等が原因で不特定多数の町民への被害を防止するため、緊急な対応の必要があると判断した場合は、一時的な公費負担を前提として、速やかに必要最小限の措置を講じる。

報告(1)パブリックコメントに対する報告

⑥公募結果の公表

・下記の表をHPに公表します。

北栄町空家等対策計画(案)に対し応募のあった意見の概要と対応方針

■募集期間:平成30年8月30日~ 9月30日

■ご意見の提出状況:提出者 人

対応方法: ①反映した(一部のみも含む) ②既に計画に盛り込んでいる ②今後の検討課題 ④反映できない ⑤その他

件数	項目	意見	対応 方法	対応方針	計画(案)の対応
1	文章表現について	第2章 空家対策の状況 1.北栄町空家調査 P3一覧表 →自治会名を省略しないでください。	①		団地名を省略していましたが ご指摘により修正対応しました。
2	文章表現について	第3章 空家対策の基本的事項 6.特定空家等に対する事項 →「市民」表記は正しくない。	0	_	修正対応しました。

以上で、「北栄町空家等対策計画」を策定といたします。